

# 食堂事業者の募集要項

兵庫県警察本部が行う食堂事業者（以下「事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項を承知の上、申込みをしてください。

## 1 公募の概要

### (1) 施設名等

施設名 兵庫県警察本部本館  
所在地 神戸市中央区下山手通5丁目4-1

### (2) 募集内容

募集件名 食堂運営  
募集規模 場 所・・・兵庫県警察本部本館22階  
厨房面積・・・101.26㎡（使用許可分）  
客席数・・・135席（共用スペース）

〔 ※ コロナ感染防止対策のため、当面の間、客席数87席で運営  
客席数については、今後の状況に応じて調整する場合があります。 〕

使用料 最低年額使用料を 2,150,000円（消費税込み）とし、この最低使用料以上の金額を提示してください。

注）最低使用料の年額は厨房面積のみであり、食堂運営に当たり、厨房部分以外に券売機の設置等で別途使用許可の必要がある場合、使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）第2条に基づき計算した使用料を徴収します。

## 2 応募資格要件

公募手続きの参加に必要な資格は、以下のとおりとします。

### (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

### (2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。）であること。

ア 県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が県と契約を締結すること又は県との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- オ 正当な理由がなく、県との契約を履行しなかった者
- カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により食堂運営について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (4) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。  
（許可の相手方が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くことがある。）
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員でないこと。
- (6) 国税及び県税に未納がないこと。
- (7) 応募申込日前3年間に於いて、1年以上継続して飲食業の営業実績があること。

### 3 公募条件等

- (1) 使用許可の期間  
令和6年5月1日から令和9年3月31日までとします。  
その後、3年間の使用許可期間を2回まで更新することができます。ただし、兵庫県警察本部長が食堂事業者としてふさわしくないと認めたときは更新できません。
- (2) 基本の営業日及び営業時間
- ア 営業日  
月曜日から金曜日までの間（祝日及び12月29日～1月3日を除く。）  
詳細は応募者の提案及び兵庫県警察本部との協議により決定します。
- イ 営業時間  
午前11時30分から午後1時30分までの間  
詳細は応募者の提案及び兵庫県警察本部との協議により決定します。
- (3) 使用料
- ア 事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。ただし、使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）第2条に基づき計算した使用料が応募価格を上回る場合、その差額を徴収します。
- イ 使用料は、兵庫県警察本部が発行する納入通知書により、指定期限までに全額納入してください。
- ウ 使用許可期間中に食堂運営を撤退した場合は、既納の使用料は還付しません。
- エ 使用料について、あらかじめ兵庫県警察本部の承認を得た低廉な価格で食事の提供を行う場合、公募価格の50%減免を受けることができます。
- オ 前記エにより使用料の減免を受けようとするときは、事前に兵庫県警察本部に申請を行うと共に、承認を得ること。
- (4) 提供メニュー及び提供価格  
提供メニュー及び提供価格については、提案書の様式に基づき、提案を行うこと。  
提供メニューの形態は問いません。一般的な定食をはじめ、丼物、麺類、お好み焼き等のほか、ファストフードの提供も可能とします。また、弁当販売の併用も可とします。
- (5) サービスの提供方法  
メニューの提供方法は、フルサービス又はセルフサービスを問いませんが、スピーディーに提供できる体制をとること。

(6) 必要経費の負担（営業事業者が負担すべき経費）

ア 食堂運営で新たに設置する厨房機器及び撤去に要する工事費、維持管理等に係る一切の費用は事業者の負担とします。

イ 食堂運営に必要な光熱水費等についても全額事業者の負担とし、納入通知書等により納入期限内に納入してください。

ウ 厨房内に設置している厨房機器については、兵庫県警察本部と事業者との間で使用貸借に関して覚書を締結の上、使用するものとします。なお、1年程度、未使用の状態であるため、機器によっては不具合が生じている場合があります。不具合のある機器で、使用する必要のある機器については、事前に兵庫県警察本部の承認を得た上、事業者の負担において取替（設置及び撤去処分）を行ってください。取替を行った機器の所有にあっては、什器類については事業者の所有としますが、建物に建付となる従物については兵庫県警察本部の所有とします。

エ 貸与を受ける厨房機器等の維持・修理に必要な費用及び修理不可の際の新規購入費用

オ 室内照明管球の調達・交換に要する費用

(7) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

ア 食堂運営をする権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。

イ 兵庫県警察本部の指示に従い、食材の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路について、庁舎等の管理上問題のないようすること。

ウ 庁舎内では、あらかじめ兵庫県警察本部から承認を受けた制服及び名札を着用して職務に当たること。

エ 出入業者入庁証を貸与された場合、必ず着用し、保管管理を徹底すること。

オ 兵庫県警察本部が行う庁舎の維持管理上必要な点検（空調、消防、ガス等）の際には、営業時間中にかかわらず対応すること。

(8) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

ア 厨房内の機器等故障時の対応、建物従物の維持管理については、事業者が責任をもって行うこと。厨房内独自の清掃等を委託する場合は、事前に兵庫県警察本部へ届け出ること。

イ 厨房内の排気ダクト、グリストラップにあっては頻繁に清掃を行うこと。

ウ 食堂についての問合せ及び苦情、食中毒などの事故については、事業者が責任をもって対応すること。

エ 兵庫県警察本部は、兵庫県警察本部の責によることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関して、一切の責任を負いません。

オ 食堂運営により発生したゴミ等の回収及び処分は、関係法令に従い、事業者が責任をもって行うこと。

カ 客席部分（床・テーブル・椅子）の日常清掃を行うこと。

キ 衛生管理及び感染症対策について、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

(9) 使用許可の取消し

許可条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことがあります。

(10) 自己都合による食堂運営からの撤退等

事業者は、使用許可の期間が満了する前に自己都合により食堂運営から撤退しようとする場合及び使用許可期間の更新を希望しない場合は、撤退しようとする日の3か月前までに兵庫県警察本部へ書面により通知してください。

なお、既納の使用料は還付しません。

(11) 原状回復

事業者は、許可期間が満了した場合、使用許可が取り消された場合又は食堂運営から撤退する場合は、事業者の負担により速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を兵庫県警察本部に請求することができません。

(12) 緊急時の使用制限

地震等の大規模災害が発生し、食堂を公共又は公共用に供するため使用許可物件を必要とするときは、一時的に食堂営業を停止することがあります。

#### 4 参考データ

令和4年度（前事業者が運営）の状況です。

(1) 使用許可面積

厨房・・・101.26㎡

券売機ほか・・・2.34㎡

(2) 本部庁舎勤務員数（本館、別館及び第二庁舎があります。）

本館：約1,500人、別館：約550人、第二庁舎：約50人

(3) 営業日

月曜日から金曜日まで（ただし、祝日を除く。）

(4) 営業時間

午前11時30分から午後1時30分までの間

(5) 提供価格

提供メニュー	提供価格(税込み)
日替わり定食(A)	500円
日替わり定食(B)	500円
週替わり丼	430円
カレーライス	380円
肉うどん・そば	380円
かけうどん・そば	240円

(6) 売上数（1日の平均食数）

約70食

(7) サービスの形態

セルフサービスによるメニュー提供

#### 5 応募申込方法

(1) 申込方法

ア 申込書類を提出先まで直接持参してください。郵送等の受付は行いません。

イ 受付期間

令和6年2月8日(木)から同年3月8日(金)まで

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

ウ 提出先

神戸市中央区下山手通5丁目4-1

兵庫県警察本部総務部会計課管財係 ※1階受付で応募の旨、申し出て下さい。

(2) 申込みに必要な書類

次の書類を必ずA4判の封筒に入れ、封をして提出してください。

ア 食堂事業者応募申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 役員一覧表（様式3）

- エ 提案書（様式4） 注）作成上の注意事項を必ずお読みください
  - オ 法人等の概要（様式5）パンフレット可
  - カ 直近2年分の決算書（損益計算書、貸借対照表）の写し（連結決算でなく応募業者のもののみ）
  - キ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書））
  - ク 国税及び県税の未納がないことの証明書
    - (ア) 国税は納税証明書（その3の2又はその3の3）
    - (イ) 県税は納税証明書（2）
  - ケ 食堂経営に係る許認可等の写し（2(7)の内容が確認できるもの）  
注）キ及びクは令和5年12月9日から令和6年3月8日までに発行されたものに限ります。
- (3) 無効となる応募
- 次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。
- ア 応募価格が最低年額使用料を下回るもの
  - イ 応募資格がない者が応募申込みしたもの
  - ウ 指定の期間内に提出しなかったもの
  - エ 応募価格の訂正をしたもの
  - オ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
  - カ その他価格提案に関する条件に違反したもの

## 6 現地内覧等

現地の内覧を希望する者は、次の申込先へ内覧会参加申込書を持参又は郵送してください。日程等調整を行います。

- (1) 申込受付期間等  
令和6年2月8日(木)から同年2月22日(木)まで（必着）  
午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで  
なお、土曜日、日曜日、祝日及び時間外は受付を行いません。
- (2) 申込先  
〒650-8510  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課管財係 担当：松本

## 7 事業者の決定

- (1) 対象事業者  
提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を事業者の選定対象とします。
- (2) 審査
  - ア 兵庫県警察本部庁舎食堂事業者選定委員会において、次の項目を総合的に判断し、事業者を決定します。

(ア) 応募価格（使用料）	20点
(イ) 経営状況	6点
(ウ) メニューの内容	35点
(エ) その他提案事項	39点
  - イ 応募事業者が1者の場合であっても、審査の結果、事業者として決定されない場合があります。

(3) 事業者の公表

事業者の決定は、令和6年4月5日（金）の予定です。

事業者の決定後、応募者に決定金額及び事業者名を書面により通知すると共に、兵庫県警察本部ホームページに決定金額及び事業者名を掲載します。

(4) 公募の中止、延期

不正な応募が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止又は延期することがあります。

## 8 使用許可申請手続き

食堂の設置にあたっては、概ね1ヶ月を事務手続き等の準備期間とし、使用許可の開始は、令和6年5月1日（水）からとします。

事業者決定した者は、令和6年4月15日（月）までに、次の書類を提出してください。

(1) 行政財産使用許可申請書

(2) 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書））

(3) 国税及び県税の未納がないことの証明書

ア 国税は納税証明書（その3の2又はその3の3）

イ 県税は納税証明書（2）

(4) 許可申請の図面

注）前記(2)及び(3)の書類は、応募申込時に原本を提出している場合は不要です。ただし、行政財産使用許可申請の日前3か月以内に発行されたものに限りません。

## 9 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

(2) 事業者が応募資格を失った場合

## 10 その他

使用許可の手続き及び履行に関する一切の費用については、事業者の負担となります。

## 11 問い合わせ先

〒650-8510

神戸市中央区下山手通5丁目4-1

兵庫県警察本部総務部会計課管財係 担当：松本

電話：078-341-7441 内線2511